

# 確認検査業務規程

## 第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 この確認検査業務規程（以下「規程」という。）は株式会社東北建築センター（以下「機関」という。）が、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 77 条の 18 から第 77 条の 21 までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認審査及び中間検査・完了検査に関する業務（以下「業務」という。）の実施について、法第 77 条の 27 の規定に基づき必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 確認検査員等 確認検査員及び確認検査の補助的な業務を行う職員をいう。
- (2) 役 員 建築基準法施行令第 136 条の 2 の 14 第 1 項第 2 号かっこ書きに規定する役員をいう。
- (3) 親 族 配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族をいう。
- (4) 関係企業等 次のいずれかに該当する企業、団体等をいう。
  - イ その者またはその親族が総株主（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
  - ロ その者が所属する企業、団体等（過去 2 年間に所属していた企業、団体等を含む。）
  - ハ その者の親族が役員である企業、団体等（過去 2 年間に役員であった企業、団体等を含む。）
- (5) 制限業種 次に掲げる業種（建築主事が確認検査を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの及び建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。）をいう。
  - イ 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。）
  - ロ 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）
  - ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
  - ニ 建築設備の製造、供給及び流通業

## 第 2 章 業務の実施方針およびその体制

(業務実施の基本方針)

第 3 条 業務は、法並びにこれに基づく命令及び条例並びにこれらに係わる技術的助言、法第 18 条の 3 に基づく確認審査等に関する指針（以下「指針」という。）、その他の関係法令並びにこの規程により実施する。

- 2 機関は、毎年度、確認検査業務が公正かつ適確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しのための枠組み、これらを機関内で共有する方法等について方針として定め、職員に周知する。

(業務の管理体制等)

- 第 4 条 機関は、職員に対し、法令を遵守し業務を行うことその他、業務の指定区分、業務区域及び業務見込み量に応じて、必要な管理体制を構築するとともに、これを確実に実施するため確認検査業務管理規則（以下「管理規則」という。）を定め、職員に周知し、実施させる。
- 2 **管理規則**には、以下に掲げる事項について、その実施に必要な事項を定める。
    - (1) 確認検査業務体制の見直し
    - (2) 文書及び記録の管理
    - (3) 苦情等事務処理
    - (4) 内部監査
    - (5) 不適格案件管理
    - (6) 再発防止措置
  - 3 代表取締役は、機関が行う業務を専ら担当する役員として、確認検査業務管理責任者を置く。
  - 4 確認検査業務管理責任者は、確認検査業務に係る管理の責任と権限をもつ。

(業務管理体制の見直し)

- 第 5 条 業務管理体制は毎年見直しを行う。ただし、業務をとりまく環境の変化等が急な場合は、その都度見直しを行う。
- 2 確認検査業務が公正かつ適確に行われることを確実にするために、確認検査業務管理体制を継続的に改善する。

(確認検査業務の組織体制)

- 第 6 条 代表取締役は、確認検査業務が公正かつ適確に行われることを確実にするため、申請建物の規模や用途、確認検査業務に従事する職員の構成に応じた確認検査の組織体制を構築する。
- 2 確認検査業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
  - 3 確認検査業務管理責任者は、確認検査業務に従事する職員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための業務体制を構築するものとする。

(確認検査員の選任)

- 第 7 条 確認検査員は、第 2 条第 5 号の制限業種を兼業しない雇用職員とする。
- 2 確認検査業務を実施させるため、常時雇用職員である確認検査員を 2 名以上選任し、うち 2 名以上を専任とする。
  - 3 確認検査員の数は、前年度の確認、中間検査及び完了検査の実績に応じ、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成 11 年度建設省令第 13 号。以下「指定機関等に関する省令」という。）第 16 条の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。
  - 4 前 3 項の規定に関わらず、業務の増加が見込まれる場合にあっては、速やかに新た

な確認検査員（非常勤の確認検査員を含む。）を雇用する等の適切な措置を講ずる。

（確認検査員の解任）

第 8 条 確認検査員が次のいずれかに該当する場合は、解任する。

- (1) 法第 77 条の 20 第 5 号の規定に適合しなくなったとき。
- (2) 法第 77 条の 62 の規定により国土交通大臣の建築基準適合判定資格者登録の削除があったとき。
- (3) 前各号のほか、職務上の業務違反その他確認検査員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

（確認検査員の配置）

第 9 条 確認検査業務に従事する職員を、第 7 条の確認検査員を含めて 2 名以上配置する。

- 2 代表取締役は、第 7 条の規定に基づく処置を行った場合には、見込まれる業務量を適正に処理できるよう、確認検査業務に従事する職員の配置を見直す。

（確認検査員等の身分証の携帯）

第 10 条 業務に従事する職員が、建築物等又は建築物等の敷地若しくは建築工事場等に立ち入る場合においては、その身分を示す証明証（第 28 号様式）を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（秘密の保持）

第 11 条 業務に従事する職員は、その業務の過程で知り得た秘密を他に漏らし、また盗用してはならない。さらに業務を退いた後も同様とする。

- 2 従事する職員は、確認検査業務の実施に当たりその業務で生じた図書及び書類その他の文書を、秘密保持のため書類倉庫に保管、管理を行うものとする。

### 第 3 章 業務の実施方法

（業務を行う時間及び休日）

第 12 条 業務を行う時間は、休日を除き、午前 9 時から午後 5 時までとする。

- 2 休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日並びに土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 年末年始並びにお盆（日程については年度毎に定め提示する。）

- 3 前第 2 項の規定については、緊急を要する場合、又は事前に機関と建築主との間において業務を行うための日時の調整が整った場合は、これらの規定によらないことができる。

（事務所の所在地及びその業務区域）

第 13 条 事務所の所在地は、宮城県仙台市泉区泉中央 3 丁目 2-10 とし、その業務区域は、宮城県全域とする。

(業務の範囲)

- 第 14 条 業務を行う範囲は、指定機関等に関する省令第 15 条第 1 号から第 6 号まで、第 9 号から第 14 号までとする。
- 2 機関は、次に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、その確認検査業務を行わない。
    - (1) 役員
    - (2) (1) に掲げる者の親族
    - (3) (1) に掲げる者の関係企業等
  - 3 前項の役員、役員の親族、役員の関係企業等の一覧を作成し、確認審査の引受時に確認する。

(確認検査業務の処理期間)

- 第 15 条 機関は、申請建物の規模や用途に応じた標準的な確認検査業務の処理期間を定め、提示する。

(確認審査の申込)

- 第 16 条 建築主は、確認審査の申込みに際し、次の各号に掲げる図書（以下「確認申込み関係図書」という。）を提出する。提出部数は、正本 1 部副本 1 部とする。ただし構造計算適合判定審査を要する場合は、正本 1 部副本 2 部とする。
- (1) 確認審査申込書（第 1 号様式）
  - (2) 現地調査票（第 3 号様式）
  - (3) 建築基準法施行規則（昭和 25 年 11 月 16 日建設省令第 40 号。以下「規則」という。）の規定により必要とされる図書を提出する。

(確認審査依頼の引き受け及び契約)

- 第 17 条 機関は、前条に規定する書類（国土交通大臣認定書を除く。）の提出により、確認審査の申込みがあったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
- (1) 設計者が当該計画の設計資格を有し、かつ建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）の規定に違反していないこと。
  - (2) 提出書類に不足がなくかつ記載事項に漏れがないこと。
  - (3) 申込みに係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。
  - (4) 申込みに係る計画が第 12 条第 2 項の規定に該当するものでないこと。
- 2 前項により申込みを引き受けた場合、機関は、建築主と確認審査に関する契約書（第 2 号様式）を締結する。
  - 3 第 1 項の規定において、申込み書類に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは受理できない理由を説明し、提出書類を建築主に返還する。
  - 4 機関は、前 3 項の規定に関わらず、確認、中間検査又は完了検査の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に確認を実施することが困難な場合には、確認業務を引受けない。

(契約に盛り込むべき事項)

- 第 18 条 前条第 2 項の契約には、次の事項を盛り込む。
- (1) 建築主は、業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を

遅滞なくかつ正確に機関に提供しなければならない旨の規定

- (2) 建築主は、申請に係る計画に関し建築基準関係規定の適合性に疑義等が生じた場合、追加検討書の提出その他必要な措置をとらなければならない旨の規定

(確認審査)

- 第 19 条 確認検査員は、確認申込みを引き受けたのち速やかに、指針及び管理規則に基づき確認申請関係図書の審査を行う。この場合、必要に応じ、建築主又は設計者（以「建築主等」という。）に説明を求めることができる。
- 2 確認検査員等は、次に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、確認の業務を行わない。
- (1) 当該確認検査員等
- (2) (1) に掲げる者の親族
- (3) (1) に掲げる者の関係企業等
- 3 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務、その他の補助的業務のみを行い、単独で確認審査の業務を行わない。

(消防長等の同意等)

- 第 20 条 機関は、法第 93 条第 1 項により所管消防長等の同意を必要とする場合は、引き受けに伴う依頼（第 4 号様式）を行う。
- 2 法第 93 条第 3 項の規定により必要とする場合は、所管消防長等に通知（第 5 号様式）を行う。
- 3 法第 93 条第 5 項の規定により必要とする場合は、所管保健所長に通知（第 6 号様式）を行う。

(確認済証の交付)

- 第 21 条 機関は、第 19 条の審査の結果、申請にかかる計画が建築基準関係規定に適合することを確認したときは、確認済証（第 7 号様式）を、適合しないことを確認したときは、適合しない旨の通知書（第 8 号様式）を、適合するかどうかを決定することができないときは、適合するかどうかを決定することができない旨の通知書（第 9 号様式）を、法第 6 条の 2 第 1 項の規定により、建築主に交付する。
- 2 第 1 項に規定する確認済証又は適合しない旨の通知書の交付は、確認申請関係図書のうち副本 1 部を添えて行う。
- 3 前項の図書の交付は、予め建築主と協議した上で機関が指定する方法で、電子情報処理組織（機関の仕様に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と建築主の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記憶しておくことができる物を含む。以下同じ。）にて行うことができる。

(確認申請の取り下げ)

- 第 22 条 建築主は、自己の都合により確認済証の交付前に確認の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届（第 12 号様式）を機関に提出する。
- 2 機関は、前項の取り下げ届があったときは、審査を中止し提出された確認申請関係図書を建築主に返却し、納入された手数料は返還しない。

(確認を受けた計画の変更申込み)

第 23 条 確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物等の計画が変更（施行規則第 3 条の 2 に規定する軽微な変更を除く。）され、機関に当該変更計画の確認の申請がなされた場合の確認の業務の実施方法は、第 14 条から前条までの規定を準用する。この場合において、第 16 条第 1 項第 1 号の確認審査申込書（第 1 号様式）及び第 17 条第 2 項の確認審査に関する契約書（第 2 号様式）に代えて確認変更審査申込書、確認変更審査に関する契約書を用いる。

- 2 前項の計画の変更の確認申込関係書類においては、変更に係る部分についてその部分が明示されるよう措置するものとし、当該計画の変更に係る直前の確認における副本並びにその添付書類を添える。ただし、当該計画の変更に係る直前の確認を行った者が機関である場合においては、直前の確認を受けた計画から変更した部分の図書をもって確認申込み関係図書とする。

(確認の記録)

第 24 条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の計画の建築基準関係規定ごとの適否、業務の実施にあたり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録する。記録は原則として 15 年間保存するものとする。

(特定行政庁への報告)

第 25 条 機関は第 21 条第 1 項による確認済証等を建築主に対して交付したときは、当該交付を行った日から 7 日以内に特定行政庁に報告（第 10 号様式）する。

(名義等の変更の届出)

第 26 条 建築主は、第 21 条の規定による確認済証の交付を受けた建築物等について工事を完了する前に、第 16 条第 3 項の規定に基づき提出された図書の第 2 面のうち 1 から 6 まで（3 及び 4 を除く。）の事項の変更をしたときは、変更した日から 5 日以内に名義等変更届（第 11 号様式）に確認済証を添えて機関に提出する。

(工事取り止めの報告)

第 27 条 建築主は、第 21 条の規定により確認済証の交付を受けたのち、当該確認に係る建築物等の工事を取り止めた場合は、工事取り止め届（第 13 号様式）を機関に提出する。

## 第 4 章 中間検査の業務の実施方法

(中間検査の申込)

第 28 条 建築主は、中間検査の申込みに際し、検査の対象となる工事の終了予定日の 1 週間前までに、次の各号に掲げる図書（以下「中間検査申込関係書類」という。）1 部を機関に提出する。

(1) 中間検査申込書（第 14 号様式）

(2) 規則第 4 条の 8 の規定による中間検査申請書及び必要とされる図書

- 2 当該申込みに係る建築物等の計画に関する最終の確認を行った者が機関である場合においては、前項第 2 号の図書は提出を要しない。

(中間検査申込の引き受け及び契約)

第 29 条 機関は、前条に規定する書類の提出により中間検査の申込みがあったときは、次の事項を審査してこれを引き受け、中間検査予定の日時を調整する。

- (1) 申込みのあった建築物が確認検査対象建築物等であること。
  - (2) 工事監理者が当該申込みに係る工事中の建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
  - (3) 提出書類に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
  - (4) 中間検査申込書と確認済証の交付を受けた図書の記載内容に相違がないこと。
- 2 中間検査申込書に不備がなく申込みを引き受けた場合には、建築主と中間検査に関する契約書（第 15 号様式）を締結する。
  - 3 中間検査申込書に不備を認めるときは、補正を求め、補正に余地のないときは引き受けできない理由を説明し、中間検査申込関係書類を建築主に返還する。
  - 4 機関は、前 3 項の規定に関わらず、確認、中間検査又は完了検査の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に中間検査を実施することが困難な場合には、中間検査の業務を引受けない。

（中間検査引受証の交付）

第 30 条 機関は、前条第 2 項に基づき中間検査を引き受けたときは、直ちに建築主に中間検査引受証（第 16 号様式）を交付する。

（建築主事への通知）

第 31 条 機関は、第 29 条第 2 項による中間検査申込みを引き受けたときは、中間検査引受通知書（第 17 号様式）を建築主事に通知する。

（契約に盛り込むべき事項）

第 32 条 第 29 条第 2 項の契約には、次の事項を盛り込む。

- (1) 機関は検査にあたり、工事中の建築物等の建築基準関係規定への適合の判断が困難である部分がある場合は、建築主等に対して説明又は追加の資料の提出を求めることができる旨の規定
- (2) 建築主が中間検査の前に中間検査申込の取り下げ届（第 12 号様式）を機関に提出した場合は、第 29 条の規定にかかわらず検査を中止し、提出された中間検査申込関係書類を建築主に返却し、手数料は返還しない旨の規定

（中間検査の実施）

第 33 条 確認検査員は、予め定めた中間検査予定日（建築主等の都合により、中間検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に申込みに係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの中間検査を実施する。

- 2 確認検査員等は、第 19 条第 2 項各号に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、中間検査の業務を行わない。
- 3 確認検査員は、指針及び管理規則に基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により検査を行う。この場合、必要に応じて工事監理者、工事施工者又は建築主等に説明を求める。

（中間検査の結果）

- 第 34 条 中間検査の結果、当該工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合すると認めるときは、検査終了後速やかに中間検査合格証（第 18 号様式）を建築主に交付する。
- 2 中間検査の結果、当該工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合していない場合、又は適合するかどうかを認めることができない場合は、中間検査合格証を交付できない旨の通知書（第 19 号様式）を建築主に交付する。
  - 3 前項の図書の交付は、予め建築主と協議をした上で機関が指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスク等により行うことができる。

（中間検査申請の取り下げ）

- 第 35 条 建築主は、中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付前に自己の都合により中間検査の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届（第 12 号様式）を機関に提出する。
- 2 機関は、前項の申請があったときは検査を中止し、提出された中間検査申請関係図書を建築主に返却する。

（特定行政庁への報告）

- 第 36 条 機関は、第 34 条第 1 項による中間検査合格証又は同条第 2 項による中間検査合格証を交付できない旨の通知書を建築主に対して交付したときは、当該検査を行った日から 7 日以内に、検査の結果（第 20 号様式）を特定行政庁に報告する。

## 第 5 章 完了検査の業務の実施方法

（完了検査の申込）

- 第 37 条 建築主は、完了検査の申込みに際し、工事の完了予定日の 1 週間前までに、次の各号に掲げる図書（以下「完了検査申込関係書類」という。）1 部を機関に提出する。
- (1) 完了検査申込書（第 21 号様式）
  - (2) 規則第 4 条による完了検査申請書及び必要とされる図書
- 2 当該申込みに係る建築物等の計画に関する最終の確認を行った者が機関である場合においては、前項第 2 号の図書の提出を要しない。

（完了検査申込の引受け及び契約）

- 第 38 条 機関は、前条に規定する書類の提出により完了検査の申込みがあったときは、次の事項を審査しこれを引き受け、完了検査予定の日時を調整する。
- (1) 申込みのあった建築物が確認検査対象建築物等であること。
  - (2) 工事監理者が当該申込みに係る工事中の建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
  - (3) 提出書類に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
  - (4) 完了検査申込書と確認済証の交付を受けた図書の記載内容に相違がないこと。
- 2 機関が申し込みを引き受けた場合には、建築主と完了検査に関する契約書（第 22 号様式）を締結する。
  - 3 完了検査申込書に不備を認めるときは、補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、完了検査申込関係書類を建築主に返還する。
  - 4 機関は、前 3 項の規定に関わらず、確認、中間検査又は完了検査の申請件数が見込



みを相当程度上回った場合において、適正に完了検査を実施することが困難な場合には、完了検査の業務を引受けない。

(完了検査引受証の交付)

第 39 条 機関は、前条第 2 項に基づき完了検査を引き受けたときは、直ちに建築主に完了検査引受証（第 23 号様式）を交付する。

(建築主事への通知)

第 40 条 機関は、第 38 条第 2 項による完了検査申込みを引き受けたときは、完了検査引受通知書（第 24 号様式）を建築主事に通知する。

(契約に盛り込むべき事項)

第 41 条 第 38 条第 2 項の契約には、次の事項を盛り込む。

- (1) 機関は、検査にあたり、工事中の建築物等の建築基準関係規定への適合の判断が困難である部分がある場合は、建築主等に対して説明又は追加の資料の提出を求めることができる旨の規定
- (2) 建築主が完了検査の前に完了検査申込の取り下げ届（第 12 号様式）を機関に提出した場合は、第 38 条にかかわらず検査を中止し、提出された完了検査申込関係書類を建築主に返却し、手数料は返還しない旨の規定

(完了検査の実施)

第 42 条 確認検査員は、予め定めた完了検査予定日（建築主等の都合により、完了検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に申込みに係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの完了検査を実施する。

- 2 確認検査員等は、第 19 条第 2 項各号に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、完了検査の業務を行わない。
- 3 確認検査員は、指針及び管理規則に基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により検査を行う。この場合、必要に応じて工事監理者、工事施工者又は建築主等に説明を求める。

(完了検査の結果)

第 43 条 完了検査の結果、当該申込みに係る建築物等が建築基準関係規定に適合すると認めるときは、検査終了後速やかに検査済証（第 25 号様式）を建築主に交付する。

- 2 完了検査の結果、当該建築物等が建築基準関係規定に適合していない場合、又は適合するかどうかを認めることができない場合は検査済証を交付できない旨の通知（第 26 号様式）建築主に交付する。
- 3 前項の図書の交付は、予め建築主と協議をした上で機関が指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスク等により行うことができる。

(完了検査申請の取り下げ)

第 44 条 建築主は、完了検査合格証又は完了検査合格証を交付できない旨の通知書の交付前に自己の都合により完了検査の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届（第 12 号様式）を機関に提出する。

- 2 前項の申請があったときは検査を中止し、提出された完了検査申請関係図書を建築主に返却する。

（特定行政庁への報告）

第 45 条 機関は、第 43 条第 1 項による検査済証又は同条第 2 項による検査済証を交付できない旨の通知書を建築主に対して交付したときは、当該検査を行った日から 7 日以内に検査の結果（第 27 号様式）を特定行政庁に報告する。

## 第 6 章 確認検査手数料等

（確認検査手数料の設定）

第 46 条 機関は、業務の実施にかかる手数料（増額又は減額とする場合の取扱いを含む）を確認検査業務手数料規程に定める。

（確認検査手数料の収納）

第 47 条 建築主は、契約後速やかに確認検査手数料を現金又は振り込みにより納入する。この場合、振り込みに要する費用は建築主の負担とする。

- 2 建築主は、機関との協議により、一括して月末に支払うなど別の方法によることができる。

（確認検査手数料の返還）

第 48 条 収納した確認検査手数料は返還しない。ただし、次の場合は協議の上調整し決定する。

- (1) 機関の責に帰すべき事由により業務が遂行できなかった場合
- (2) 建築主の責に帰すべき事由により構造計算適合判定機関に判定を求める以前に業務が不履行になった場合
- (3) 納入後において天災などやむを得ない理由が生じた場合

## 第 7 章 業務の監視及び改善方法

（苦情等の事務処理）

第 49 条 機関は、業務について建築主等から苦情を受けた場合また法第 94 条第 1 項に基づく審査請求が行われた場合は、管理規則の苦情等事務処理に従い処理する。また、損害賠償請求が行われた場合も同様に対応する。

（内部監査）

第 50 条 機関は、適切な確認検査業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年 1 回内部監査を実施し、その実施に必要な事項は管理規則に定める。

（不適確案件等の管理）

第 51 条 機関は、不適格案件（建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを決定できない案件について誤って確認済証、中間検査合格証又は検査済証を交付したものをいい、法 6 条の 2 第 11 項に規定する通知（以下「不適合通知」という。）を受けた案件を含む。以下同じ。）については管理規則の不適格案件管理に従い処理する。

（再発防止措置）

第 52 条 不適格案件等が発生し業務管理体制に不備が発見されたときは、再発防止等のため原因を除去する措置をとり、その実施に必要な事項を管理規則に定める。

## 第 8 章 その他業務の実施に必要な事項

（書類の保管及び閲覧）

第 53 条 機関は、法第 77 条の 29 の 2 の規定に基づく書類の閲覧の求めに適切に対応するため管理規則に必要な規定を定める。

（業務区域等の掲示）

第 54 条 機関は、指定の番号、指定の有効期間、名称、代表者の氏名、住所、電話番号、建築物等の指定区分及び業務区域を公衆の見やすい場所に掲示（第 29 号様式）する。

（事前相談）

第 55 条 建築主は、業務を申請しようとする場合、申請に先立ち機関に事前に相談をすることができる。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第 56 条 機関は、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合は、情報の保護に係る措置について別に定める。

（図書が円滑に引渡しされるための措置）

第 57 条 機関は、指定機関に関する省令第 31 条の規定に基づく書類の引き継ぎを行うこととなった場合、円滑に引渡しを行うことができる必要な措置を管理規則に定める。

（附 則）

この規程は、平成 年 月 日より施行する。

## 別記様式一覧

この規程で定める様式は、以下に掲げるものとする。

- (第 1 号様式) 確認審査申込書
- (第 2 号様式) 確認審査に関する契約書
- (第 3 号様式) 現地調査票
- (第 4 号様式) 消防同意
- (第 5 号様式) 消防通知
- (第 6 号様式) 保健所通知
- (第 7 号様式) 確認済証
- (第 8 号様式) 適合しない旨の通知
- (第 9 号様式) 適合するかどうかを決定することができない旨の通知書
- (第 10 号様式) 確認審査報告書
- (第 11 号様式) 名義等変更届
- (第 12 号様式) 確認検査申請取り下げ届
- (第 13 号様式) 工事取り止め届
- (第 14 号様式) 中間検査申込書
- (第 15 号様式) 中間検査に関する契約書
- (第 16 号様式) 中間検査引受証
- (第 17 号様式) 中間検査引受通知書
- (第 18 号様式) 中間検査合格証
- (第 19 号様式) 中間検査合格証を交付できない旨の通知書
- (第 20 号様式) 中間検査結果報告書
- (第 21 号様式) 完了検査申込書
- (第 22 号様式) 完了検査に関する契約書
- (第 23 号様式) 完了検査引受証
- (第 24 号様式) 完了検査引受通知書
- (第 25 号様式) 検査済証
- (第 26 号様式) 検査済証を交付できない旨の通知書
- (第 27 号様式) 完了検査報告書
- (第 28 号様式) 確認検査員等の身分証明証
- (第 29 号様式) 指定確認検査機関票